

総合地球環境学研究所図書室図書等利用規則

平成 18 年 12 月 26 日制 定

規則第 70 号

令和 5 年 5 月 16 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 総合地球環境学研究所図書室（以下「図書室」という。）が所蔵する図書、雑誌その他の資料(以下「図書等」という。)の利用については、この規則の定めるところによる。

(利用者の範囲)

第 2 条 図書等を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 職員（客員教員、招へい外国人研究員、契約職員及びパートタイム職員を含む。）
 - 二 運営会議委員及び研究プログラム評価委員会委員
 - 三 名誉教授
 - 四 人間文化研究機構共同研究員規程（平成 16 年 11 月 15 日制定）に基づき受け入れている共同研究員
 - 五 人間文化研究機構特別共同利用研究員規程（平成 16 年 11 月 15 日制定）に基づき受け入れている特別共同利用研究員
 - 六 人間文化研究機構外来研究員規程（平成 16 年 11 月 15 日制定）に基づき受け入れている外来研究員
 - 七 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻総合地球環境学コースの学生、科目等履修生、聴講生、および研究生
- 2 前項に掲げる者のほか図書等の利用を希望する者で、情報・図書委員会委員長（以下「委員長」という。）が特に利用を認めたもの

(利用できる日及び時間)

第 3 条 利用時間は、次に掲げる日を除き、原則として月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

- 一 土曜日、日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - 三 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - 四 その他委員長が特に必要と認めた日
- 2 委員長が特に必要と認めた場合は、前項に定める利用時間外の利用を許可することができる。

(閲覧)

第4条 第2条に掲げる者は、図書室内において図書等を自由に閲覧できる。

2 図書館間相互利用等で他機関から借り受けた図書等の閲覧について貸出館による条件または指示がある場合は、その条件また指示の範囲内でのみ閲覧することができる。

(貴重図書の閲覧)

第5条 貴重図書の閲覧を希望する者は、事前に所定の閲覧願（別記様式）を提出し、委員長の許可を得なければならない。

2 貴重図書は、所定の場所で閲覧しなければならない。

(貸出し)

第6条 図書等の貸出しの冊数、期間、帯出できる場所及びその他の必要事項は、委員長が定める。

(貸し出さない図書等)

第7条 次に掲げる図書等は貸し出さない。

- 一 参考図書
- 二 雑誌
- 三 貴重図書
- 四 その他委員長が特に指定したもの

(転貸の禁止)

第8条 貸出しを受けた図書等は、他人に転貸してはならない。

(臨時の返却)

第9条 委員長が特に必要と認めた場合は、貸出し中の図書等の返却を求めることができる。

(参考調査)

第10条 利用者からの質問、相談等の参考調査の依頼に対しては、参考図書等の文献に基づき又はオンライン情報検索により、調査、回答を行う。

(参考調査の範囲)

第11条 参考調査の範囲その他の必要事項は、委員長の定めるところによる。

(相互利用)

第12条 第2条第1項に掲げる者が、大学その他の諸機関（外国の大学を含む。）の所蔵する図書等の利用を希望するときは、その斡旋を行う。

第 13 条 大学、官庁又は公共団体等から図書等の貸出しの要請があったときは、委員長が差し支えないと認めた場合に限り、これに応ずるものとする。

(複写又は撮影)

第 14 条 利用者は、図書室が所蔵する図書等に関し、所定の手続を経て複写又は撮影することができる。

2 複写又は撮影は、研究又は教育に供することを目的とし、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）で認められる範囲内に限るものとする。

3 図書館間相互利用等で他機関から借り受けた図書等の複写について貸出館による条件または指示がある場合は、その条件また指示の範囲内でのみ複写を行うことができる。

(複写又は撮影の申込み)

第 15 条 複写又は撮影の申込みその他の必要事項は、別に定める。

(紛失等の届出及び弁償)

第 16 条 利用中の図書等を紛失又は汚損等したときは、速やかに委員長に届けなければならない。

2 利用中の図書等を紛失又は汚損等した者に対して、委員長は弁償を求めることができる。

(利用の制限)

第 17 条 この規則に違反した者又はその他不都合な行為のあった者に対して、委員長は図書等の利用を制限することができる。

(雑則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、図書等の利用に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月 16 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式（第 5 条関係）

貴 重 図 書 閲 覧 願

年 月 日

総合地球環境学研究所

情報・図書委員会委員長 殿

氏 名 印

所属・身分

住 所

TEL

別紙記載の資料を下記の期日に のため閲覧したいので、許可くださるよう
お願いします。

閲覧希望日時： 年 月 日～ 年 月 日

時 ～ 時